

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に
関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県郡山土木事務所において閲覧できます。

平成二十五年七月九日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

平成二十五年一月十五日奈良県指令郡土第六一―五〇号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成二十五年六月二十六日郡土第五一一号

公共施設に関する工事の検査済証 平成二十五年六月二十六日郡土第一五二号

三 開発区域に含まれる地域

生駒郡安堵町大字東安堵七二番、七三番一及び七四番

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

橿原市光陽町二一七番地の一

松平建設株式会社 代表取締役 南村政廣

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 生駒郡安堵町大字東安堵七二番、七三番一及び七四番の各一部

下水道 生駒郡安堵町大字東安堵七二番及び七四番の各一部